

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第15号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（給与条例第8条に規定する扶養親族で給与条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第9条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者<u>（給与条例第8条に規定する扶養親族で同条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>（職員の所有に係る住宅に準ずる住宅）</u></p> <p>第3条 <u>給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>(3) <u>その他人事委員会が定める住宅</u></p> <p><u>（世帯主）</u></p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の「世帯主」とは、主としてその</p>

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第4条の2 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舍及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条の3 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第4条の4 給与条例第9条の4第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であったその所有に係る住宅（第3条に規定する住宅を含む。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅に同号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住しているものとする。

(届出)

第5条 新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、第1号様式又は第2号様式により、その居住の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

第5条 新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、第1号様式又は第2号様式により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

第1号様式 (第5条関係)

所属長印	住居届 (職員居住用)		年 月 日受理		
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定			左記事実の発生日 年 月 日		
契約書等証明書類 通添付			所属 所属名及び所属コード		
職氏名			氏名及び職員番号		
支給要件の喪失 00	住宅の種類	住宅の所在地	住宅への入居日	年 月 日	
支給要件の喪失及び変更	借家 11	契約年月日	年 月 日	契約期間	
		住宅の契約面積	m <sup>2</sup>	年 月 日 から 年 月 日まで	
	借間 12	住宅の所有者	続柄	住所	
		住宅の貸主	続柄	住所	
借付下宿 13	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> ない (氏名) (続柄)			
家賃等		月額 円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。		
家賃又は家賃相当額					
(記入上の注意)		異動日付 (支給の始期、終期等)	年 月 日		
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一つについて、印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに、印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種類」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		上記のとおり決定する。			
決裁					

第1号様式 (第5条関係)

所属長印	住居届 (職員居住用)		年 月 日受理		
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 家賃額の改定			左記事実の発生日 年 月 日		
契約書等証明書類 通添付			所属 所属名及び所属コード		
職氏名			氏名及び職員番号		
支給要件の喪失 00	住宅の種類	住宅の所在地	住宅への入居日	年 月 日	
支給要件の喪失及び変更	借家 11	契約年月日	年 月 日	契約期間	
		住宅の契約面積	m <sup>2</sup>	年 月 日 から 年 月 日まで	
	借間 12	住宅の所有者	続柄	住所	
		住宅の貸主	続柄	住所	
借付下宿 13	住宅の名義上の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> ない (氏名) (続柄)			
家賃等		月額 円	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。		
家賃又は家賃相当額					
(記入上の注意)		異動日付 (支給の始期、終期等)	年 月 日		
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一つについて、印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものに、印を付するものとする。 3 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある場合には共有関係にある同欄に掲げる者のすべてに、印を付するものとする。 4 「支給要件の喪失」及び「住宅の種類」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 5 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		上記のとおり決定する。			
決裁					

第2号様式 (第5条関係)

所属長印		住居 届 (配偶者等居住用)	
届 住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。		年 月 日受理	
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定		左記事実の発生日 年 月 日	
契約書等証明 書類 通添付		所属 氏名及び所属コード	
職氏名		氏名及び職員番号	
支給要件の喪失 00		職氏名	
住宅の種類別 借家 11 借間 12 下宿 13		住宅の所在地 契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで 住宅の契約面積 m <sup>2</sup> 住宅の所有者 (続柄) 住所 住宅の貸主 (続柄) 住所 住宅の名義上の借主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない (氏名) (続柄) 月額 円 左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (年 月 日から) <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
家賃又は家賃相当額		家賃又は家賃相当額	
異動日付 (支給の始期、終期等)		年 月 日	
(記入上の注意) 1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一つについてし印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものにし印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種類」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		上記のとおり決定する。	
決裁		決裁	

第2号様式 (第5条関係)

所属長印		住居 届 (配偶者等居住用)	
届 住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。		年 月 日受理	
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定		左記事実の発生日 年 月 日	
契約書等証明 書類 通添付		所属 氏名及び所属コード	
職氏名		氏名及び職員番号	
支給要件の喪失 00		職氏名	
住宅の種類別 借家 11 借間 12 下宿 13		住宅の所在地 契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで 住宅の契約面積 m <sup>2</sup> 住宅の所有者 (続柄) 住所 住宅の貸主 (続柄) 住所 住宅の名義上の借主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない (氏名) (続柄) 月額 円 左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (年 月 日から) <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
家賃又は家賃相当額		家賃又は家賃相当額	
異動日付 (支給の始期、終期等)		年 月 日	
(記入上の注意) 1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一つについてし印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものにし印を付するものとする。 3 「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある場合には、共有関係にある同欄に掲げる者のすべてにし印を付するものとする。 4 「支給要件の喪失」及び「住宅の種類」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 5 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。		上記のとおり決定する。	
決裁		決裁	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の住居手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。